

Daiwa Institute of Research



~制度調査部情報~

2004年12月13日 全5頁

当期純利益は 廃止されるのか?

制度調査部 齋藤 純

IASB の包括利益プロジェクト

【要約】

IASB は、包括利益プロジェクトに関して、FASB と共同のワーキング・グループを設置することとしていたが、2004 年 11 月 22 日、そのワーキング・グループのメンバーを公表した。2005 年 1 月から検討を開始する予定としており、これにより、企業の業績報告のあり方に関する議論が IASB で再開されることとなる。

IASB では、業績報告のあり方について、純資産の変動額を利益と認識する"包括利益"を業績の指標とし、当期純利益を廃止する方向で2001年から検討を行ってきた。しかし、反対意見が多かったことなどから、2004年に入りプロジェクトでの検討が停止していたものである。

IASB が業績報告のあり方を変更したとしても、即座にわが国の会計基準に影響するものではない。しかし、国際的な会計基準の調和の観点から、わが国でも包括利益に関する議論が高まる可能性は否定できない。業績の開示方法は、すべての企業に関する大きな問題であるため、今後の議論の行方が注目されるところである。

包括利益に関するWGを設置

IASB(国際会計基準審議会)を中心として、業績報告のあり方に関する議論が再開される。2004 年 11 月 22 日、IASB は、会計基準の収斂(convergence)を目指す FASB(米国財務会計基準審議会)と共同で業績報告に関するワーキング・グループを設置、そのメンバーを発表した。

IASB の包括利益プロジェクトは、企業の業績報告のあり方を検討するもので、業績を表す指標を "包括利益(comprehensive income)"とし、その開示を包括利益計算書で行うようにすることを目 的としている。包括利益とは、利益が実現しているか未実現であるかを問わず、純資産の変動分を 利益と捉える概念で、米国及び英国では、既に包括利益の開示が制度化されている。

しかし IASB では、包括利益計算書を導入することで、業績指標そのものを包括利益に置き換え、一般に浸透している「当期純利益」の開示を廃止する方向で議論が進められた。その結果、多くの反対意見が出され、2004 年に入りプロジェクトの進行が停止していた。

今回メンバーが発表されたワーキング・グループでは、2005 年 1 月から検討を開始する予定となっており、金融を除くすべての業種を対象とした業績報告のあり方について検討が行われる¹。ワーキング・グループでの検討内容は、業績報告のあり方に関する助言として IASB に報告される。

¹ 今回メンバーが発表されたワーキング・グループには、金融業界からの代表者が選出されておらず、金融機関に関する業績報告のあり方については、別途ワーキング・グループが設けられる予定となっている。

IASBと FASB における業績報告に関するこれまでの議論

業績報告のあり方については、これまで IASB²と FASB とは、それぞれが自前のプロジェクトを設置し検討を進めてきた。

(1) IASB での検討内容

IASB では、損益計算書に代えて、包括利益を開示する財務諸表(包括利益計算書)を導入すべく、2001 年から検討を行ってきた。包括利益とは、前述のように、一事業年度における純資産の変動額(株主との取引³を除く)を意味する。

この考え方では、利益が実現しているか未実現であるかは基本的に区別しないため、損益計算書で表示される「当期利益」と、貸借対照表の資本の部に直入される金額を合計した金額が包括利益となる。従って、わが国の会計基準に置き換えれば、資本に直入される「その他有価証券」の評価差額や、外国子会社の財務諸表の換算により生じる為替換算調整勘定4などは、包括利益という考え方の下では利益の一部を構成することになる。

IASB の包括利益プロジェクトでは、包括利益を「事業」「財務費用」「税金」「廃止事業」の 4 つ⁵の項目から構成する包括利益計算書(図表 1 参照)で開示することとし、暫定的に合意に達していた。その中では、当期純利益を表す項目は設けられていない。

図表 1 IASB で暫定合意された包括利益計算書

			-
	Total	Before	Remeasurements
		remeasurements	
	(合計)	(再測定前収益)	(再測定)
Business (事業)			
Operating Profit	xxx		
Other Business Profit	xxx		
Financial Income	xxx		
Business Profit	xxx		
Financing expense (財務費用)	xxx	xxx	xxx
Tax (税金)	xxx		
Discontinued Operations (廃止事業)	xxx	xxx	xxx
Cash flow hedges (キャッシュフロー・ヘッシ゛)	xxx		xxx
Comprehensive Income (包括利益)	xxx		

(出所) IASB 審議資料を一部簡略化

² IASBにおいては、包括利益プロジェクトに関しては、英国の会計基準設定主体である ASB(Accounting Standard Board)をパートナーとして検討を進めてきた。

³ 新株発行や配当の支払いなどの資本取引を指す。

⁴ 子会社の財務諸表を円換算する場合に、資産及び負債項目を換算する場合の為替レートと資本項目を換算する為替レートが異なることによって生じる換算差額をいう。

⁵ キャッシュ・フロー・ヘッジを行う企業の場合は、上記 4 つの項目に「キャッシュ・フロー・ヘッジ」の項目が追加される。

しかし、プロジェクトが提示した包括利益計算書案に対して反対意見が多かったことや共同プロジェクトのパートナーである ASB との間で見解の相違があったことから議論が長期化し、サンセット・レビュー⁶という考え方に基づき、プロジェクトそのものの見直しが行われた。サンセット・レビューの結果、包括利益プロジェクト自体は継続することとされたものの、それまで暫定的に合意に達した点をディスカッション・ペーパーにまとめて公表するとともに、FASB を含め合同でプロジェクトを進めることとされた。

(2)FASB での検討内容

一方、FASB では、1997 年に包括利益の開示を義務付ける会計基準 SFAS130 "Reporting Comprehensive Income(包括利益の報告)"が導入されている。

SFAS130 では、包括利益の開示様式を特定の様式に限定しておらず、SFAS130 の附録で「1 計算書方式(One-Statement Approach)」「2 計算書方式(Two-Statement Approach)」「持分変動計算書方式(Statement-of-Changes-in-Equity Approach)」の3つを例示している⁷。

図表 2	SFAS130	で例示されてい	る包括和	引益の様式
ᅜᄯᅩ	SEASISU		1 O E 16 1	ツ血りがより

1 計算書方式	通常の損益計算書をベースに、「当期純損益」の下に続け	
	て「その他の包括利益」を表示し、計算書の最後で「包括	
	利益」を表示する。	
2 計算書方式	「1 計算書方式」を 2 つに分けたもので、通常の損益計算	
	書と、「当期純損益」に「その他の包括利益」を追加表示	
	した包括利益計算書を開示する。	
持分変動計算書方式	株主持分の期首と期末の変動を示す形式を採り、その内訳	
	として株式発行額や配当金などとともに、「当期純損益」	
	と「その他の包括利益」が表示される。	

SFAS130では、「当期純利益」と「その他の包括利益」の合計額を包括利益と位置付けており、例示されている3つの様式のいずれも、「当期純損益」と「その他の包括利益」を表示する点で共通している。当期純利益に代えて包括利益を開示するのではなく、当期純利益による情報を補完するために包括利益が開示されている点で、IASBの考え方と大きく異なる。

しかし、FASBでは、複数の選択肢があり、首尾一貫しない業績測定方法が増加したことなどから、 投資家が企業業績を評価するための情報の有用性を高めることを目的として、2001年 10月から業 績報告プロジェクトを開始していた。



⁶ プロジェクト開始後2年経過しても論点整理や公開草案等の成果物の公表に至らない項目については、その存続を 含めてプロジェクトのあり方を検討するために見直しを行う手続のこと。

⁷ SFAS130 の附録で例示されている包括利益の開示様式については、別稿で紹介する予定である。

IASB と FASB との包括利益プロジェクトに関する暫定合意

IASB と FASB では、両者とも包括利益を開示するという点では一致しているものの、包括利益を開示する過程で当期純損益の表示を残すか否かなどの点で、考え方が大きく異なる⁸。

その一方で、IASB と FASB は会計基準を収斂(convergence)させるという課題を背負っており、業績報告のあり方についても、両者の差異を極力排除しなければならない。

そこで、2003 年 10 月、IASB と FASB では、包括利益プロジェクトに関する今後の議論の進め方について合意を行った。そこでは、業績報告のあり方の収斂に向けて共同のプロジェクトを設け、議論を進めることが合意された。また、2004 年 4 月には、今後の議論はプロジェクトを 2 つのセグメントに区分した上で、それぞれ次のような点について検討を進めていくことを合意している。

(セグメントA)

- ・包括利益計算書の中に、米国基準における「継続事業に係る当期純利益」や国際会計基準における「当期損益」と同様の項目を設けるべきか
- ・必要とされる主要な財務諸表
- ・比較財務諸表や関連する注記において開示が必要とされる年数
- ・キャッシュ・フロー計算書の直接法は必要か

(セグメントB)

- ・「当期純利益」「当期損益」と「その他の包括利益」との間における"リサイクリング" を行う必要はあるか。リサイクリングを必要とする場合、それはどのような取引で必要 となり、いつ、リサイクリングを行うべきか
- ・必要とされる各財務諸表で別々に情報を開示するにあたっての共通原則の構築
- ・必要とされる各財務諸表で開示される合計及び小計項目の定義

今後、IASB と FASB とで業績報告の開示方法を収斂させるにしても、この問題は"利益をどのように定義するか"という問題と背中合わせであるため、両者の概念フレームワークを含めた根本的な部分から議論しなければ解決の道は見出しにくい。仮に、利益概念の共通化が図れない場合には、包括利益と当期純利益をともに開示するような折衷案を採用せざるを得ないのではないか。

包括利益プロジェクトのわが国への影響

わが国では、包括利益の開示を義務付ける会計基準は存在しないものの、2004年7月2日にASBJ(企業会計基準委員会)基本概念ワーキング・グループが公表した討議資料「財務会計の概念フレームワーク」では、包括利益の概念が次のように定義されている。

「包括利益(comprehensive income)とは、特定期間における純資産の変動額のうち、報告主体の所有者である株主、子会社の少数株主、および、将来それらになりうるオプションの所有者との直接的な取引によらない部分をいう。」

(討議資料「財務会計の概念フレームワーク 財務諸表の構成要素」第8項)

⁸ IASB と FASB との間では、当期純利益を開示項目として存続させるかという点以外にも、リサイクリングを行うか否かで考え方が相違する。リサイクリングとは、包括利益として一旦認識された未実現損益が実現した場合に、実現した損益をその事業年度の損益計算書に振り替えて計上することをいう。FASB はリサイクリングを認める立場を採っているが、IASB はリサイクリング禁止の立場を採っている。



もっとも、概念フレームワークでは、包括利益情報が純利益情報を超えるだけの価値を有している とは言えないとの認識を示しており、包括利益を業績指標と位置付けるような考え方は採られてい ない。

しかし、ここまで見てきたように、国際的には業績に関する情報として包括利益の開示を求めることが主流となりつつある。国際的な会計基準の調和の観点から、わが国でも包括利益の開示を迫られる可能性は否定できない。

それ以前に、わが国の会計基準設定主体である ASBJ と IASB は、両者の会計基準を収斂させることを最終目標とする共同プロジェクト⁹を立ち上げており、日本国内で業績報告のあり方の議論が高まる前に、IAS/IFRS とのコンバージェンスにおいて業績報告が議論される可能性が高い。

また、別の側面としては、EU が進めている第三国 GAAP の同等性評価の問題¹⁰も関係してくる可能性がある。IASB が業績報告の様式を包括利益計算書に一本化すれば、わが国の業績報告の方法と大きな差異が生じることとなるため、わが国の会計基準が IAS/IFRS と同等と認められなくなる恐れもある¹¹。

⁹ 2004 年 10 月 12 日、ASBJ(企業会計基準委員会)と IASB(国際会計基準審議会)は、日本の会計基準と IAS/IFRS(国際会計基準)との差異を縮小させることを目的とする共同プロジェクトの発足を発表している。

¹⁰ EU では、域内の上場企業等に IAS/IFRS の適用を義務付けるとともに、EU で資金調達する EU 域外の企業にも、2007年以降、IAS/IFRS 又は IAS/IFRS と同等と認められる会計基準の適用を義務付けられる。これに伴い、日本、米国及びカナダの会計基準を対象に、IAS/IFRS との同等性を判定するプロジェクトが進められている。現在は、同等性を評価するにあたっての評価方法等の検討が行われている段階である。

詳細については、制度調査部情報「日本の会計基準は国際会計基準と同等か? EU で進む第三国 GAAP の同等性評価プロジェクト 」 齋藤 純(2004.11.18)を参照。

¹¹ 第三国 GAAP の同等性評価では、2005 年 1 月時点の会計基準等をもとに、同等性の判定を行うこととされている。 しかし、その後も会計基準の見直し等が行われることを念頭において、定期的に再評価を行うこととされており、 同等性を維持するためには、将来設定される会計基準等も無関係ではない。